

# M. ヒルシュフェルト (1868-1935) の思想と 同性愛者解放運動の意義

## The Significance of Hirschfeld's Thinking and his Homosexual Liberation Movement

博士前期課程 政治学専攻 2022 年度入学

沼 尻 桜

NUMAJIRI Sakura

### 【論文要旨】

本稿では、ドイツの性科学者、マグヌス・ヒルシュフェルト (1868-1935) による同性愛者解放運動について、その目的と社会的意義、および限界をジェンダー的視点から考察する。世界初の同性愛者解放運動を組織したヒルシュフェルトは、「科学的人道主義委員会 (WhK)」、ベルリン性科学研究所、「世界性改革連盟 (WLSR)」などを設立し、男性同性愛者を処罰の対象とした刑法 175 条の撤廃を目指す活動や、民衆への啓蒙・教育活動を行った。彼の運動の特徴は、男性中心社会において不可視化されていた女性同性愛者にも目を向けた点にある。しかし、「男らしさ」・「女らしさ」というジェンダー観が同性愛者差別の要因の一つになっているにも関わらず、ヒルシュフェルト自身もそうしたイメージにとらわれていた点には注意が必要である。彼の運動は結果として、多くの同性愛者の救いとなった点では評価に値する一方、同性愛者差別を助長するジェンダー観を覆すものにはなり得なかった。その理由を、時代的背景に着目しつつ明らかにすることが本稿の目的である。

【キーワード】 帝政期・ヴァイマル期、性科学、同性愛 (者)、マグヌス・ヒルシュフェルト、刑法 175 条

### はじめに

19 世紀後半から 20 世紀前半にかけてのドイツは激動の時代であった。帝政 (1871-1918) から第一次世界大戦を経て共和政 (1919-1933) へ、そしてヒトラーによる独裁 (1933-1945) へと移

行し、100年にも満たない間に社会が大きく変動していった。こうした不安定な情勢のなか、政治体制の変化と連動しつつ、人口問題に関わる「性」、そして現代でも度々取り上げられる同性愛者の問題についても、新しい風潮が見られた。ドイツでは刑法で男性間の同性愛行為は犯罪とされており、処罰の対象であった。帝国時代、男性同性愛者はこの刑法によって抑圧され、逮捕や脅された末に自殺する者が後を絶たなかった。その後、第一次世界大戦での敗戦を経て成立したヴァイマル共和国では、刑法自体は存在するものの、解放を求める声が多く上がり、逮捕者数の減少と同時に、首都ベルリンでは同性愛サブカルチャーが盛り上がりを見せた。しかしナチスが政権を握ると、男性同性愛者は刑法を理由に逮捕され、強制収容所に送られることになる。なお、収容所に送られた同性愛者のなかには、刑法ではなく別の口実で逮捕された女性同性愛者も含まれていた(Marhoefer 2016: 1167-1195 参照)。

このような激動の時代のなかで、同性愛者解放運動も同時に進展していった。その代表者がマグ

写真1 マグヌス・ヒルシュフェルト (1933年)



出典: Beachy, Robert, *Das andere Berlin: Die Erfindung der Homosexualität: Eine deutsche Geschichte 1867-1933*, München 2015, S. 327.

ヌス・ヒルシュフェルトである。彼はドイツにおける同性愛者解放運動のパイオニアとされ、世界で初めて組織的な解放運動を展開した人物だ。ヒルシュフェルトは帝国期から運動を開始し、当時表立って抑圧されていた男性同性愛者だけでなく、女性同性愛者にもアプローチしていた。その活動内容は多岐にわたり、帝国時代には「科学的人道主義委員会 (Wissenschaftlich-humanitäres Komitee, 通称 WhK)」を設立して刑法撤廃運動に力をそそいだ。さらにヴァイマル期にはベルリンに性科学研究所を設立し、あらゆる人間

の性の悩みに対応すると同時に、「世界性改革連盟 (The World League for Sexual Reform, 通称 WLSR)」の設立にも携わり、その活動領域を世界に広げていくことになる。しかし、ナチスが政権を握った後、国籍を剥奪され、運動の成果を目にすることなくフランスで亡くなった。

ヒルシュフェルトに関する研究は、西ドイツで同性愛者解放運動が高まり始めた1970年代頃から始まった。ナチスによって破壊・隠蔽されていた彼の活動が、再評価され始めたのだ。研究の担い手となったのは、実際に解放運動に参加していた人物が多く、当事者意識が強いのが特徴である。代表的人物としてはラルフ・ドーゼ (Dose 2008: 1-15) やマンフレッド・ヘルツァー (Herzer 1975: 197-226)、ジェームス・D・ステーキリー (Steakley 1975) が挙げられる。このように

ヒルシュフェルトは、現代のドイツにおいてその功績を非常に高く評価されている人物であり、多くの伝記も執筆されている。また、ヒルシュフェルトの活動は広範にわたり、その間にドイツ社会も大きく変化したことから、研究の切り口も多様だ。WhKの活動や彼の理論に焦点を当てた研究（谷口 2004: 21-33）、ヴァイマル共和国期に彼が制作した映画や、ベルリンに設立した性科学研究所などに着目した研究（田村 2007: 1-30）など、ヒルシュフェルト自身の活動に関連した研究も多く、19世紀後半から20世紀初頭の性や同性愛に関する研究では、分野を問わず彼の名前が出されることが多い。近年では、あまり注目されてこなかったWLSRや亡命後の生活についても研究が進められている（Dose 2019）。

こうした先行研究において、ヒルシュフェルトの運動自体は成功したとは言い難いとするのが総合的な見解だが、彼が女性同性愛者も考察の対象にし、女性問題にも関心があった点は、同時代の女性軽視的傾向を考慮すると注目に値する。さらにヒルシュフェルトは、男性同性愛者と女性同性愛者に対する社会的態度の差異や、運動のなかでの立ち位置の違いなど、性差の問題を浮き彫りにした。

本稿では、そうしたヒルシュフェルトの思想と同性愛者解放運動について考察し、その目的と社会的意義、および限界をジェンダー的視点から考察する。まず第1章ではドイツにおける同性愛者の社会的立ち位置について、第2章ではヒルシュフェルトの帝政期の運動について解説する。続く第3章ではヴァイマル期の運動について、第4章ではヒルシュフェルトが同性愛者をどのような存在と捉えていたのかを論じる。

また、現代では同性愛者とトランスジェンダーは明確に区別されるが、ヒルシュフェルトの生きた時代にはトランスジェンダーに当たる人々もすべて「同性愛者」と見なされていた。こうした背景を踏まえ、本稿では一貫して「同性愛者」という語で当時の性的マイノリティを表現することにする。

## 第1章 ドイツの同性愛者たち

### 第1節 帝政期の同性愛者

ヒルシュフェルトの生きた時代、同性愛者はどのような立場にあったのだろうか。

まずドイツ帝国において、同性愛者は社会的に容認された存在ではなかった。その要因の一つは、キリスト教におけるソドミーの概念である。これは本来、生殖に結びつかないすべての性行為を指す言葉であったが、次第に同性間の性行為を示すようになり、ヨーロッパ各地にそれを禁止するソドミー法が作られていった（須摩 2010: 198）。この状況が変化したのが、18世紀から19世紀にかけての啓蒙主義の時代であった。この啓蒙主義の影響のもと、人間本来の性質を尊重する「自然法」の確立が目指されたことで、各地でソドミー法は緩和・撤廃されていくこととなる（石井 2001: 389）。

その後、1810年に同性愛を初めて法的に認知したナポレオン法典が制定され、当時フランスの

支配下にあったドイツ諸邦にも影響が見られた。1813年にバイエルンで同性間の性行為は無罪となり、後にヴェルテンベルクやハノーファーが続いた。だが法改正を実施した地域は少なく、ほとんどの諸邦は処罰規定を維持したままだった。たとえば、両性を処罰の対象にしていたのがヘッセン、バーデン、ザクセンなどで、オーストリアも同様であった。男性のみを対象にしていたのがプロイセン、リューベックなどである（須摩 2010: 197）。なかでもプロイセンは最も厳格な法を有していた<sup>1</sup>。そしてこのプロイセンがドイツ統一時に主導権を握ったため、男性同士の性行為を厳罰化したプロイセン刑法 143 条が、既にソドミー法を撤廃していた地域も含め、ドイツ帝国刑法 175 条として全国に適用されることとなった。全文は以下の通りである。

#### ドイツ帝国刑法 175 条

「反自然的なわいせつ行為は、男性間で行われたものであるか、また人間と動物の間で行われたものであるかを問わず、禁錮刑に処する。これに加えて、公民権の剥奪を言い渡すこともできる」(Strafgesetzbuch 1872: 52)

こうして男性同性愛者は名実共に犯罪者となったが、刑法では処罰の対象は「行為」に限定されており、実際に立証するのは難しかった（谷口 2002: 17）。問題だったのは、逮捕者よりも、刑法を盾に脅迫され、誰にも相談できずに自ら命を絶った自殺者のほうだろう。1914年までに自身の同性愛的指向を苦にして自殺・心中を図った者は約 1 万人にものぼる（星乃 2006: 206）。

また、社会的影響力を持つ人物の場合、同性愛関係がスキャンダルとして大々的に報道されることもあった。その最大規模のものが、1907年から1909年にかけてメディアを賑わせたオイレンブルク事件である。これは皇帝ヴィルヘルム 2 世とその側近の同性愛関係を暴露したもので、ヨーロッパ各国に衝撃を与えた。このように、政治的空間が男性のみで構成されているがために、必然的に男性同士の結びつきが強くなり、親密な関係を構築する場面は決して珍しいものではなく、軍隊でも多々見られた（伊野 1997: 53）。

一方女性同性愛者は、刑法では処罰の対象になっていないため、同性愛者であることを理由に逮捕されることはなく、当然スキャンダルになることもなかった。もちろん女性の同性愛関係は存在したが、男性中心社会においては不可視化されていた。また、女性に性的関心があるという考え方も存在しなかったため、女性同士の性愛関係などあり得ないとする認識が強かった（Aldrich ed. 2009: 10-11）。女性同性愛者は、「同性愛者」以前に「女性」として抑圧されるという二重の差別にさらされていたのだ。

このように、性別によってその運命が大きく異なった同性愛者であるが、男女ともに、社会的に

<sup>1</sup> プロイセン刑法 143 条

「反自然的なわいせつ行為は、男性間で行われたものであるか、また人間と動物の間で行われたものであるかを問わず、6ヶ月から4年の禁固刑に処し、一時的に公民権の行使を禁ずることもある」(Strafgesetzbuch 1851: 26)。

割り当てられた性別役割を超越しているという点で非難の対象になった点は共通していた。当時の社会には「男性＝強い、能動的」、「女性＝弱い、受動的」という対をなすジェンダー観が浸透していたため、男性が受動的な存在に、女性が能動的な存在になることは許されていなかった。

こうした性別役割、イメージは、家族形態や仕事面にも浸透していた。女性には中絶を禁止する刑法 218 条が課せられ、出産がほとんど義務化された<sup>2</sup>。力強く理性的な父親が家族を養い、優しく感情的な母親が子どもを産み育てるとというのが、当時の理想の家族像だったのだ（姫岡 2008: 41-42）。この性別役割は仕事面でも適用され、男性は自治職や経営に従事する一方、女性は「女性ならではの優しさ」が存分に発揮できるとされた慈善・宗教活動や道徳的啓蒙活動に従事した（三成 2005: 182）。あらゆる面で、リードをするのは男性であり、それに従い、受け入れるのが女性という図式が成り立っていたのである。

こうした性別役割分業が徹底された社会のなかで、そこから逸脱するのが同性愛者であった。彼らは、「男性＝能動的」、「女性＝受動的」という常識を簡単に飛び越えてしまう存在だった。同性愛者は、その性別を問わず、国民国家の最小単位である家族を形成できないという点で批判され、性別役割に適合しない点で人々に「異常者」というイメージを持たれ、差別されていた。男性同性愛者は「女々しい」と侮辱され、女性に対する権力の非行使という観点からも非難された。男性同性愛者を示すスラングに“Die Tante（おばさん）”があり、男性同性愛者を女性的なものとして揶揄している。

また、女性同性愛者は「男っばい」と揶揄され、男性から自立している女性に対する悪口として使われることもあった（Tin dir. 2013: 227-228）。例えば、第一次世界大戦前のフェミニストに対する見解のなかには、彼女たちを女性同性愛者の男役に見立て、危険で放縦な男女（おとこおんな）、生まれながらの逸脱者と酷評しているものもある（Thébaud 1996: 66）。

このように、性別による公的差別は異なったものの、同性愛者が両性ともに偏見を持たれていたのは事実である。また、精神科医を中心に、同性愛を病気とする見解も広がっていた。帝政期のドイツでは、同性愛行為を不純なものとする旧来のキリスト教的道徳観に加え、固定化した性別役割やイメージが同性愛者に対する偏見をもたらしていたのだ。

## 第 2 節 ヴァイマル期の同性愛者

第一次世界大戦は、それまでのジェンダー観や同性愛者観に変化を与えるきっかけとなった。ドイツ革命で帝政が崩壊し、共和政が樹立され、憲法には男女平等の原則が盛り込まれた。女性は選挙権を獲得し、それまで男性だけで構成されていた領域に進出していくこととなる。ヴァイマル共和国では、初期に「女性の男性化」、「男性の女性化」という言葉が流行し、それまでの性別役割が徐々に侵食されていく現象が見られた（石井 2004: 259-260）。例えば仕事面では、戦時中に出

<sup>2</sup> 経済的事情などで中絶を望む女性もいたが、非合法的手段に頼らなければならなかった。発覚した場合、当該女性と施術を担当した医師の両方が逮捕された（石井 2004: 29）。



兵した男性の代わりに働いた女性がそのまま職場に残ったり、タイピストなどのホワイトカラー職として採用されるケースが増加した。また、ファッションに関しても、若い女性の間で「短髪・丈の短いスカート」といったスタイルが流行し、中性的な見た目が好まれるようになった（三成ほか編 2014: 252）。そうしたファッションに身を包み、働いてお金を稼ぐ彼女たちは「新しい女」と呼ばれ、第一次世界大戦後の社会を象徴する存在となった。

一方、戦場から帰ってきた男性のなかには、大怪我を負って後遺症が残ったり、精神障害を発症するなど、戦前と同じように働くのが不可能な者もいた。特に精神障害者は女性特有の症状とされた「ヒステリー」罹患者として忌避され、なかには生殖能力そのものを失ってしまった男性もいたという。こうした男性たちは、家族を形成し、養うという扶養者の役割を果たすことが難しくなったため、「男らしさ」を発揮できない存在と見なされた（北村 2021: 116-117）。総力戦の経験は、男女ともに大きな影響を与え、ジェンダー秩序の混乱を招くこととなった。

こうした状況のなかで、同性愛サブカルチャーが興隆の時代を迎えたのは注目すべき点である。ベルリンでは、それまで裏路地でひっそりと営まれていた同性愛者向けのバー、カフェが表立って営業するようになった。こうした店ではダンスパーティーや、同性愛に関する講演会などが開かれることもあった。また、同性愛者向けの雑誌も多数刊行された。ここには同性愛を題材にした小説が連載され、同性との出会いを求める広告が掲載されていた。なかにはキオスクで購入できるものもあったため、同性愛者に限らない一般大衆の目に留まる機会もあった（石井 2004: 241-243）。

こうしてベルリンには、当時同性愛サブカルチャーの一大拠点であったパリを凌ぐ勢いで人々が集まった。また、ドイツの地方都市では、依然として同性愛者に対する風当たりが強かったため、ベルリンは彼らにとってのアジールの空間となった。

ただし、実際にはこうした変化は表面的なもので、根本的な「男らしさ」、「女らしさ」の概念が覆ったわけでも、同性愛者に対する偏見が払拭されたわけでもなかった。確かに女性の社会進出は進んだが、「新しい女」の象徴となったホワイトカラー職は、トップのポストに女性が就くことはほとんどなく、若さが最大の売りであったため、30歳を過ぎると辞めざるを得なくなり、男性との賃金格差も大きかった（Bridenthal / Koonz 1992: 62-66）。こうした仕事面での将来性のなさは、自然と女性を結婚へと導いた。この結婚前提の社会が、「男性は仕事、女性は家庭」という戦前と変わらぬ性別役割を補強していったのである。女性に対しては母性が強調され、あらゆる政党が主婦や母親のイメージを利用して女性票を獲得しようとした（Bridenthal / Koonz 1992: 55）。

こうした母性強調は、戦後の離婚率・中絶率の高さに伴う「家族の危機」と、そこから家族を再生産していこうとする動きと関連している。大戦末期から、長引く戦争の影響で貧困や公衆衛生の悪化が問題となり、中絶率の増加や男女問わない売春行為の蔓延が社会問題となっていた。終戦後、ドイツを襲ったハイパーインフレーションの影響でそうした問題は悪化の一途を辿ることになる。たとえば1921年のベルリンでは、出産と中絶を含む流産の割合が6対4であった（若尾 2009: 181）。この状況を打破するために、国家は男性を仕事、女性を家庭に戻し、性別役割分業を

維持しようとした。刑法 218 条も改正されず、女性を妻・母親という役割に閉じ込めようとする圧力が常に働いていた。前述の復員兵に関しても、彼らにはリハビリと労働を通しての社会復帰が望まれ、夫・父親としての役割が課せられた（北村 2021: 114-117）。女性だけでなく、男性もその性別役割をまっとうすべしという圧力からは逃れられなかったのである。

このように、「男らしさ」・「女らしさ」の境界は表面的には揺らいだものの、同性愛者が社会的に許容されない存在であることに変わりはなかった。さらに特筆すべきは、刑法 175 条が撤廃されなかった点である。ヴァイマル期には、警察もほとんど黙認状態で、戦後の混乱も相まって逮捕者も一時期減少したが、法律自体は改正されなかった。ヴァイマル共和国は、憲法に男女平等の原則や社会権の規定を盛り込むなどの画期的な取り組みを行った一方、刑法や民法は帝政期のものをそのまま引き継いでおり、根本的に大きな変革は行わなかった。

ただし、性に関する問題がオープン化した点は、帝政期と異なっていた。大戦末期から表面化した中絶や売春、避妊の問題、それに伴う結婚や家族に関して、国が積極的に関与するようになり、都市に公営の性・結婚相談所が設立されたことは、その時代背景をよく表している。国民の性への国家介入は、監視・管理と同時に、それまでは他人に話せなかった自身の性に関する問題を専門家に相談できる機会が提供されたことを意味しており、これは男女両性にとって大きな変化だったと言える。

## 第 2 章 帝政期におけるヒルシュフェルトの運動

### 第 1 節 「科学的人道主義委員会 (Whk)」の結成

前章第 1 節で論じた社会状況下で、ヒルシュフェルトはどのような活動を行ったのだろうか。

マグヌス・ヒルシュフェルトは、1868 年 5 月 14 日、プロイセンでユダヤ人医師の息子として生まれた。彼はブレスラウ大学とストラスブルグ大学で言語学と哲学、ミュンヘン大学とベルリン大学で医学を学び、アメリカ、アフリカを周遊した後、ベルリンに精神科病院を開業した（Russel 1997: 41）。彼を同性愛者解放運動に向かわせるきっかけとなったのは、1895 年のイギリスでのオスカー・ワイルド裁判と、同時期に判明した元患者の自殺である。イギリスにはドイツと同様、同性愛行為を罰する刑法があり、ワイルドは懲役 2 年の実刑判決を受けた。そして、時を同じくしてかつての患者が同性愛者であることを苦に自殺したことが判明した。この 2 つの事件が、ヒルシュフェルトに同性愛者を解放するという使命感を抱かせることになった。翌年、彼は Th. ラミーンというペンネームで『サッフォーとソクラテス』と題した短いパンフレットを出版し、そのなかで同性愛が先天的なもので、犯罪でも病気でもないことを主張するとともに、刑法 175 条の不当性を訴えた（Th. Ramien 1896: 29-30）<sup>3</sup>。この『サッフォーとソクラテス』の出版を皮切りに、ヒルシュ

<sup>3</sup> ヒルシュフェルトは同性愛を病気と定義づけてはいないが、その出現は後世の子孫に有害な影響を与えないための自然の「策略」なのかもしれないと考えており、優生思想に基づいて同性愛を障害であるかのように説明することがあった（Dose 2014: 77）。だが、当時流行していた優生思想を用いたのは、同性愛者を世間に受け入れさせるための意図的なものだった可能性もあるため、一概に批判はできない。

フェルトは同性愛者解放のための活動を次々と展開していくこととなる。

1897年5月11日には「科学を通しての正義」をスローガンに、世界初の同性愛者の人権団体である「科学的人道主義委員会（Whk）」を結成した。主な活動目的は刑法175条廃止、そして同性愛者自身を勇気づけることであった。同年、ヒルシュフェルトは刑法175条の削除を求める請願書を議会に提出した。ここにはアインシュタイン、ヘッセ、マン、リルケ、クラフト＝エービング、そしてベルンシュタインといった著名人の名前も見られ、国外からもゾラ、トルストイなどが署名している（須摩 2010: 229）。これは、多くの文化人の協力を得ることでインパクトを与えようとするヒルシュフェルトの戦略だったと考えられる。しかしこの請願は失敗に終わり、翌1898年の請願も却下された。2回の失敗の後、ヒルシュフェルトはより広い教養活動を開始していくことになる。Whk結成時は、署名に協力したような教養人を中心に啓蒙活動を行っていたが、同性愛者に対する偏見をなくすため、社会的な影響力を持たない一般人にも広く刑法175条の不当性を訴える行動に出た。具体的には、同性愛とは何であるかを分かりやすく説明したパンフレットを配布し、1899年からは『性的中間段階年報（Jahrbuch für Zwischenstufen）』の発刊を開始した。

こうしてヒルシュフェルトは、刑法175条の廃止運動と、同性愛者も含めた一般大衆への啓蒙活動を同時進行させていくことになる。この活動は一定の支持を得ていたようで、会員数は1898年で36名だったのが、1905年には408名まで増加した。署名数も増加傾向にあり、1904年の3回目の請願時には2000名以上が協力した（谷口 2004: 26-27）。

また、ヒルシュフェルトの強い味方となったのは社会民主党を初めとする左翼政党であった。1898年にはアウグスト・ベーベルが署名活動を擁護する演説をしている（星乃 2006: 77）。社会主義者は同性愛者解放運動を支持する傾向があったが、カトリック政党との対立や、内部に反対派がいたことから、刑法175条撤廃を現実的なものにするほどの大きな力は持ち得なかった（Tindir. 2013: 389）。だが、ヒルシュフェルトが政界に強いパイプを持っていたことは、彼の活動の存続に大きく寄与したと思われる。

Whkの大きな特徴としては、少なくとも理論上は男性同性愛者だけの団体になっていない点、具体的にはヒルシュフェルトを含む会員が同性愛者であるかどうかは定かではない点、そして女性の入会を認めていた点が挙げられる。実際ヒルシュフェルトは、生涯を通して自身が同性愛者であることを公表しなかった。というのも、公表してしまうと活動の存続が難しくなり、かつ同じようなアイデンティティを持つ男性同性愛者だけの集まりになってしまうため、異性愛社会に影響を与えることができなくなるからだ。ヒルシュフェルトは彼の右腕であったカール・ギーゼ、中国人のタオ・リーと愛人関係にあったが、それはごく親しい人のみに打ち明けていたようである（谷口 2004: 22-23）。同じように、Whkの会員のほとんどが同性愛的傾向を持っていたと推測できるが、あくまでも人道主義的観点から刑法175条に反対の立場を取っていたため、世間に公表することはなかった。

また、Whkの最大の目的が刑法175条撤廃であるため、当然会員も男性がほとんどだったが、



一定の会費を払えば女性でも入会は可能だった。数としては少ないが、1903年に初めて女性が入会し、その後も急進派フェミニストのヘレーネ・シュテッカーなどが加入している（谷口 2004: 26）。ヒルシュフェルトは、社会的に抑圧されていた男性同性愛者だけでなく、女性同性愛者も考察の対象にしていたのだ。それは、『サッフォーとソクラテス』、『男性と女性の同性愛』（1914）などの著作名からも明らかだろう。また、中絶や避妊など、当時女性を苦しめていた問題についても理解を示し、刑法 218 条に反対する立場を表明した。ヒルシュフェルトは、その生涯を通して、自身の活動が男性同性愛者だけのものになることを徹底的に避け、運動が孤立しないよう他の性改革運動との連携を重視した。彼が目指したのは、「男性同性愛者解放」というよりは、「性を理由に社会的に抑圧された人々の解放」であったと言える。

だが、Whk の活動を支持したのはシュテッカーを初めとする急進派フェミニストなどのごく少数の女性だけで、多数派を占めた穏健派フェミニストたちの協力は得られなかった。急進派は性の領域における個人の人間としての尊厳の擁護、自己決定権の尊重が保障されることを目指し、社会改良の観点から未婚の母の出産や婚外子、そして同性愛者の権利を擁護したため、ヒルシュフェルトの活動には好意的だった（石井 2001: 136）。一方穏健派は、婚姻関係、一夫一婦制に基づく伝統的な家族を重視し、そこから外れる性関係を認めなかった。制度的な家族を擁護することは、社会や国家の安定に繋がり、それが子どもを産む女性の権利向上にも繋がるとしたため、中絶廃止には否定的だった（姫岡 1993: 104-105）。

このように、男性同性愛者と女性は、男性中心社会において抑圧されるという点で共通しているため、理論上は利害が一致するかのように見えるが、その融合は非常に難しい。例えば 1909 年、オイレンブルク事件の煽りを受け、刑法 175 条の対象範囲に女性を含めるべきか否かという改正論争が起こった際にも、Whk と急進派フェミニスト、そして穏健派フェミニストのすべての団体が改正反対で一致したにも関わらず、その後両者が連携を取ることはなかった（石井 2001: 141-142）。ヒルシュフェルトと穏健派フェミニストたちは、明確な対立関係にあったわけではないが、相互理解は叶わなかった。男性と女性では社会的に置かれた立場が大きく異なるため、性に関する問題で連携して活動することは困難であった。

同性愛に関しても、男性は刑法という装置でもって公的に差別されるのに対し、女性は女性であるという理由だけで同性愛者であるか否かに関わらず下位に位置付けられる。男性同性愛者も社会から虐げられた存在であったが、男性に生まれている時点で女性よりも上位にいたため、女性同性愛者を内包する女性と男性同性愛者を一括りにすることはできない。いわば Whk は、世界初の同性愛者解放組織であると同時に、性に関する運動において男性と女性が連携を取るのが非常に難しいことを示した最初の例でもあるのだ。

また、Whk の活動そのものも、多くの支持者を獲得したとはいえ、目標を達成することはできなかった。ヒルシュフェルトは、1897 年、1898 年、1904 年、そして 1922 年の 4 回に渡って刑法 175 条撤廃を求める請願書を提出し、同性愛が犯罪でも病気でもないことを主張し続けたが、

請願はすべて却下され、社会の偏見を覆すことはできなかった。1909年の刑法175条改正論争では、「同性愛が先天的なものであるとする根拠はない」と、彼の主張がばっさり切り捨てられてしまっている（石井 2001: 140）。こうしてWhkの活動は次々と失敗に終わり、なかにはヒルシュフェルトへの信頼を失って組織を脱会する者まで現れた（Tin dir. 2013: 454）。だが、刑法175条撤廃という目標こそ果たせなかったものの、ヒルシュフェルトは同性愛者に対する学問的アプローチに関しては大きな功績を残している。それは、実際に自分の目で見た同性愛者の生活をありのままに書き残し、アンケートを実施して同性愛的傾向を持つ人間の割合を導き出そうとする社会学的調査であった。

## 第2節 ヒルシュフェルトによる社会学的調査

ヒルシュフェルトは、生涯を通して様々な立場の人たちを対象にアンケート調査を行い、同性愛者の割合や生活を把握しようとした。彼は、「同性愛者は稀な存在である」という社会の固定観念を覆すために、同性愛者の割合の高さを示すことで、自分の周りにそのような人間はいないという人々の思い込みをなくそうとした。

彼が最初に行ったアンケート調査は、1903年にベルリン工科大学の男子学生を対象に行ったものである。アンケートへの回答を依頼した3000人のうち、回答したのは1696人で、このうち同性愛者は1.5%、両性愛者は4.5%であった。翌1904年、5721人の金属労働者に同様のアンケートを実施したところ、回答した1912人のうち、同性愛者は1.1%、両性愛者は3.2%であった。この2つのアンケート結果は、同性愛的傾向を持つ人が社会的認識よりも多いことを示す衝撃的なものだった（星乃 2006: 73-74）。同時に、自分の身近に同性愛者がいる可能性が十分あることを示唆しており、世界的に注目されたキンゼイ・レポートの先駆けとなった<sup>4</sup>。

また、ヒルシュフェルトは実際の同性愛者たちの実情を観察し、それを『ベルリンの第三の性』（1904）という著書にまとめている。これは、ヒルシュフェルト自身が体験した、もしくは友人から聞いた同性愛者の生活をありのままに描き、偏見を払拭しようとしたものだ。ヒルシュフェルトによると、ベルリンには多くの同性愛者のコミュニティが存在し、裕福な同性愛者は社交パーティーや勉強会を開くこともあったという。そうした場にヒルシュフェルトが招待されることもあった（Hirschfeld 1904: 26-28）。また、ある女性同性愛者が開催する仮装パーティーは非常に規模が大きく、女性同性愛者が最も多く集まる機会だった（Hirschfeld 1904: 56）。ヴァイマル期に同性愛サブカルチャーは黄金期を迎えるが、それ以前からも同性愛者同士が出会い、楽しむ場は形成されていた。

また、同性愛者の売春についても記述している。ベルリンには多くの男娼や娼婦がおり、同性愛者も珍しくなかった。売春と犯罪は密接な関係にあり、しばしば男娼や娼婦が窃盗や暴力被害に遭

---

<sup>4</sup> 回答した人数自体は少ないが、性を語るものがタブーとされていた時代背景を考慮すると、回答率は高いと考えられる。

うことがあったが、同性愛者の場合、被害を告発するのが難しかった。その理由は、加害者を訴えれば、自身が同性愛者であることをカミングアウトすることになってしまい、刑法 175 条に基づいて逮捕されてしまうからだ (Hirschfeld 1904: 66-71)。このようにヒルシュフェルトは、そうした売春に伴う性病を初めとする感染症、及び窃盗や恐喝、暴力行為などの被害に遭った場合、同性愛者にはそれを相談できる環境がないことを指摘している。

ヒルシュフェルトは、こうしたベルリンの同性愛者たちが置かれている環境を、売春や犯罪などの社会問題も含めながら、ありのままに写し出している。ここには、同性愛者が異性愛者と何ら変わらない生活を送っているということ、そして同性愛者であるがゆえに苦しめられていることがあるという事実を伝えようとする彼の信念が表れている。

また、ヒルシュフェルトは国際的な比較を通して、ドイツの同性愛者たちがどのような状況に置かれているのかを検討している。特徴的なのは、ヨーロッパ諸国だけでなく、アメリカ大陸やアフリカ、日本を含むアジアの国々にも目を向けている点だ。おそらく、若い頃にアメリカやアフリカを周遊した経験が影響していると思われる。表 1 は、彼が各国の同性愛者に対する罰則規定についてまとめたものである。

表 1 同性愛者への処罰：国際比較

	処罰対象	女性への適応
ドイツ	自然に反するわいせつ行為(男性同士の性行為に類するもの)	×
イングランド・アイルランド	a)ソドミー：肛門への陰茎挿入(異性間にも適用) b)男性間のその他のわいせつ行為(相互オナニー含む)	×
フランス	×	—
オーストリア	自然に反するわいせつ行為(相互オナニー含む)	○
日本	×	—
スーダン	基本的にイングランドと同じ	×
ニューヨーク	自然に反する罪	○

出典: Hirschfeld, *Die Homosexualität*, S. 842-864 より一部抜粋して筆者作成。

このように、国家によって同性愛行為に罰則を設けるかどうか、女性にも適用するかどうかは異なっていた。また、アフリカ諸国に関しては植民地化されていたため、宗主国の法が適用されるケースもあったようだ。ヒルシュフェルトは国際比較を通して、他国の実情を紹介するとともに、ドイツがどのような状況にあるのかを示した。こうした社会学的手法は、第二次世界大戦後、性科学者のハンス・ギーゼ (1920-1970) に影響を与えることとなった<sup>5</sup>。

その後、第一次世界大戦が勃発すると、ヒルシュフェルトは軍医として戦場に赴き、おそらく Whk の会員の多くも従軍したため、運動は停滞することとなった。しかし、ヒルシュフェルトは

<sup>5</sup> ギーゼは第二次世界大戦後に Whk の再創設に関わった人物であり、大学生を対象にした性行動調査を行った (Sigusch 2008: 392-394)。

同性愛者や異性装者<sup>6</sup>、及び女性（同性愛、異性愛問わず）の従軍や同性愛が原因で処罰された兵士の救助を支援していたようである。また、Whkも完全に活動停止したわけではなく、従軍した同性愛者の勇敢さを称えるパンフレットを出版していた（Bauer 2017: 33）。終戦後、ヒルシュフェルトは活動領域を広げ、国際的な性改革連盟を形成することとなった。

### 第3章 ヴァイマル期におけるヒルシュフェルトの活動

#### 第1節 ベルリン性科学研究所の設立

1919年7月6日、ヒルシュフェルトは精神科医のアーサー・クロンフェルト、皮膚科医のフリードリッヒ・ヴェルトハイムとともにベルリンに性科学研究所を設立した。ここは性別に関係なく、性に悩むあらゆる人のための相談所であり、医療施設でもあった。この研究所の設立背景には、性に関する問題に関心が集まり、そのオープン化が進んだ戦後の社会状況が大きく関係している。ヒルシュフェルトは、研究所の構想自体は戦前から抱いていたようであるが、実行に移せた理由は、性問題への関心の高まりと、多くの自治体が相談所の建設を認めた点、そして同性愛者解放運動に協力的だった社会民主党のバックアップを受けた点にある（星乃 2006: 96）。同性科学研究所は、唯一同性愛者の相談も受け付けており、10万冊もの専門蔵書・資料が収集された。また、レントゲン室や実験室、治療室、大講義室が設置され、別棟には公文書館と図書館があり、訪れた人々が自由に閲覧できた（Beachy 2015: 209）。展示室には写真2のような身体の性別とは異なる服装をした人などの写真が展示され、同性愛者がどのような人々であるかが紹介されていた。ヒルシュフェルトは、誰もが自由に自身の性を詮索し、解明できるような場を提供したのである。

写真2 性科学研究所で展示された資料



出典: Hirschfeld, *Geschlechtskunde*, S. 574-575.

また、定期的に講演会や映画上映会を開催し、訪れた人には詳細なアンケート調査やカウンセリングを実施した。さらに、レントゲン室や治療室があることから分かるように、ここではまだ開発されたばかりのホルモン治療、性転換手術を行っていた（Beachy 2015: 213）。研究所ではヒルシュフェルトの他に精神科医や産婦人科医、法律家、図書館司書、4人の女性秘書が働いており、使用人も数名いたという（田村 2007: 7）。

こうしてベルリン性科学研究所は同性愛者解放運動、及び性改革運動の一大拠点となり、ドイツ

<sup>6</sup> 異性の服を好んで着る者を総称して異性装者と呼んだ。ただし、同性愛者との明確な区別はなかったと思われる。



国内に限らず、ヨーロッパ中から人々が訪れる「性の博物館兼研究所」となった。各国の性科学者、女性運動家も研究所を訪れており、その影響力の強さが伺える（須摩 2010: 229）。

このようにヒルシュフェルトの活動は、第一次世界大戦を経て、政治的活動中心のものから啓蒙・教育的活動中心のものへと変化した。大戦前にも講演活動を行っていたものの、当時の Whk の目的は刑法 175 条撤廃であり、署名を集めて請願書を提出するという政治的な試みを中心だった。しかし、その撤廃運動の度重なる失敗を受け、Whk の権威が失墜しかけていたこと、及び性に関する問題全般が大戦中に表面化してきたことで、ヒルシュフェルトは方針転換を試みることになる。世間に向かって同性愛者の正当性をアピールするというよりは、同性愛者自身や解放運動の支持者に呼びかけ、勇気づけることに主眼を置いたのだ。

ベルリン性科学研究所は、同性愛者解放運動を性病や避妊、勃起不全などの他の性的問題と融合させた場であり、同性愛者だけでなく、性に関する様々な悩みを抱える人々が訪れる場となった。ヒルシュフェルトは、抑圧されていた「男性同性愛者」、及び「(女性同性愛者を内包する)女性」の双方に目を向け、より彼らの苦悩に寄り添う形で活動を展開していくことになる。ただし、依然として協力を得られたのは急進派フェミニストのみで、女性解放運動家たちと本格的な連携が叶ったわけではなく、中絶廃止に否定的な穏健派の主張も変わらなかった（Koonz 1992: 228）。だが、中絶問題はもはや無視できないものとなっていたため、研究所が多くの女性にとって救いの場になったことは間違いないだろう。

性科学研究所の活動のうち、重要なものの一つが教育活動であった。これは同性愛や性病などについての講演会、勉強会などである。勉強会は、主に医療関係者を対象にして行われた。また、同性愛をテーマにした映画の上演会なども開催された。ヒルシュフェルトがリヒャルト・オズヴァルト監督と共同制作した“*Andels als die Andeln* (他の人とは異なって)”は、世界初の同性愛をテーマにした映画だ。1919年に一般劇場で公開されたこの映画は人気を博し、話題になったが、一部地域では内容が不適切であるとして暴動が起こった。翌年、検閲にかけられ、公の場では上映禁止となり、医療関係の施設でのみ上映可という限定的な条件をつけられてしまった。このように、性に関する問題がオープン化し、同性愛サブカルチャーが発展したとはいえ、依然として同性愛嫌悪的な傾向は強かった。さらに、共和国の経済がハイパーインフレーションにより破綻した1923年に、帝政期から継続していた『性的中間段階年報』の発行が不可能になってしまった（須摩 2010: 232）。時代が移り変わり、ようやく活動が軌道に乗るかと思いきや、国家の経済破綻や同性愛者に対する偏見の根強さが行く手を阻んだのだ。

また、ヒルシュフェルトはユダヤ人、社会主義者、さらに同性愛の擁護者ということもあって、この頃台頭してきたナチ党の支持者から目の敵にされ、彼に対する暴行事件もいくつか発生した（Tin dir. 2013: 390）。この影響で、ヒルシュフェルトは1920年代後半頃から公の場でほぼ活動できなくなり、1930年に世界旅行へと旅立った。ただし単なる旅行ではなく、各国の同性愛者たちがどのような立場に置かれているのかを自分の目で確かめ、書き留めるための研究目的で、日本に



も訪れている (Aldrich ed. 2009: 15)。

ヒルシュフェルトの改革運動は決して上手く行ったとは言えないものの、性科学研究所自体は、同性愛者にとっての社交場であり、彼らを保護する場所であったことは間違いない。同性愛者同士が研究所を通じて知り合い、ネットワークを形成することは、自殺を予防する手段の一つだった。また、同性愛者や異性装者の就職の斡旋も行い、なかには研究所でスタッフとして働く者もいた (Beachy 2015: 236)。ヒルシュフェルトの活動は、その性的指向ゆえに社会から閉め出されてしまう同性愛者に生きる場所を提供する役割も果たしたのだ。

## 第2節 世界性改革連盟 (WLSR) の創設

世界性改革連盟 (WLSR) は、ヒルシュフェルトが最後に設立した組織で、1928年7月3日にコペンハーゲンで正式に発足した。その基盤となったのは、1921年9月15日～20日に亘って性科学研究所で開催された「科学的根拠に基づく性改革の第1回国際会議」である。こうした一国に留まらない国際的な枠組みで意見交換を交わし、改革を行って行こうとする動きは、大戦後の性のオープン化、及び革新化に押されて実現できたものであった。大戦後、新しく誕生したソ連は同性愛に寛容な態度を示しており、チェコスロバキアやノルウェーでも同性愛者に対する刑事罰則規定が削除されるなど、ヨーロッパ諸国で少しずつ変化が見られていた影響も大きいだろう (星乃 2006: 118)。ヒルシュフェルトは、既到大戦前から国際的な視野に立ち、ドイツとの比較や、外国の性科学者との意見交換を行っており、それらの活動は今や WLSR に集結したのである。同連盟はヒルシュフェルトが起草した 10 の要求を掲げている。

ここでは、女性や同性愛者の権利を含む人間の性の改革が要求されている。ただし、6項目の「自由な性的関係への寛容さ」は正式に採択された際に削除されており、ここにはイギリスの性科学者であるノーマン・ヘアー (1892-1952) が関与しているとされる (Dose 2008: 7)<sup>7</sup>。

この世界性改革連盟は、女性や非嫡出子、同性愛者など、社会から抑圧された人々の権利を訴えた史上初の国際団体だったが、少なくともドイツ国内への影響力はそれほど大きくなかった。というのも、ヒルシュフェルトが当初掲げた 10 の要求は達成されたとは言い難く、連盟自体が大きな影響力を持たなかったからだ。また、ドーゼが指摘しているように、連盟に参加していたのはほとんど男性で、両性の政治的・社会的・性的平等を掲げているにも関わらず、ジェンダー平等のための闘争を繰り広げることがなかった点も押さえておく必要がある (Dose 2008: 6)。つまり、連盟そのものが男性中心社会であり、女性の運動家の発言力が弱かった。また、医師、性科学者は男性の職業であり、女性がそのような社会的に影響のある職に就くことは少なかったため、男性主体の団体にしかなり得なかったのだろう。振り返ってみれば、これは Whk や性科学研究所の組織構造にも言えることである。ヒルシュフェルトが創設した団体は、女性を排除していないという点で

<sup>7</sup> ヘアーは、性に関して保守的なイギリス本国での信頼を失いたくなかったために、こうした行動に出た (Dose 2008: 7)。ヒルシュフェルトとの間でどのようなやり取りがあったかは史料で確認する必要がある。

表2 世界性改革連盟 (WLSR) の要求 10 項目

1. 結婚の改革。婚姻は、二人の人間の強い同志関係に引き上げられなければならない。これには婚約、夫婦間の権利、そして離婚の改革が必要である。
2. 社会の一員としての女性の立場。女性は、政治的、経済的、社会的、そして性的領域において、いまだ平等な権利を勝ち取っていない。
3. 産児制限、すなわち、子どもを産む際より大きな責任感。私たちは、無害な避妊具を周知させ、一方で中絶と、中絶への罰則の両方と戦うことを信じている。
4. ニーチェの言説の意味での優生学: 「単に人種を継続させるだけでなく、向上させなければならない!」
5. 結婚にふさわしくない人、とりわけ性的に中性である人への公正な判断
6. 自由な性的関係への寛容さ、特に未婚の母と婚外子の保護
7. 売春と性病の防止
8. 性欲の異常を犯罪的で、罪深く、悪質なものとしてではなく、多かれ少なかれ病理学的な現象として捉える思考
9. 成人間の相互の性的意志を妨げないような性に関する法律の制定
10. 性教育と啓蒙の問題

出典: Dose, Ralf, "The World League for Sexual Reform: Some Possible Approaches", in: *Journal of the History of the Sexuality*, Vol.12, No.1, 2008, p. 7.

は画期的だが、男女の社会的地位の格差は正への取り組みは見られず、結果として男性中心の組織になってしまうという特徴を帯びていた。

#### 第4章 ヒルシュフェルトの同性愛者観

このように、帝国期からヴァイマル期にかけて精力的に活動を続けたヒルシュフェルトだが、彼自身は同性愛者をどのような存在と見なしていたのだろうか。

ヒルシュフェルトは、同性愛者を「第三の性」、もしくは「中間性」と表現し、男性と女性の間位置する存在と定義付けた。彼は、身体的、心理的に関わらず、すべての人間の特徴は、女性または男性的な形で、まれに両性具有的な形で表れるとしている。その人間の特徴とは、①性器、②その他の身体的特徴、③性的欲求（性的指向）、④その他の心理的特徴の4つである。これらを基準にある人が「完全な男性タイプ」と「完全な女性タイプ」の間のどこに位置するか、「性的中間段階」に属するかが決められるという（Dose 2014: 68）。これは「性的中間段階論」と呼ばれ、単に「男性同性愛者=女性的」、「女性同性愛者=男性的」と捉えるのではなく、性が多様なものであることを初めて論じた画期的な理論である。だがこの性的中間段階論には同性愛者からの反発も多かった。すべての人間が男性と女性の複合体であるということは、当然男性も女性的な要素を持っている可能性があるため、女性嫌悪的な人間にはとても受け入れられなかった<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 代表例として、後に「主体者連盟」という別の解放団体を組織したアドルフ・ブランツが挙げられる。この団体は女性の入会を一切認めていなかった（伊野 1997: 50）。

ヒルシュフェルトが示した4つの基準のうち、①性器は精巣と子宮を指すが、ヒルシュフェルトは「女性同性愛者の子宮や卵巣はしばしば驚くほど小さい」と指摘しており、初潮を迎えるのも平均的に遅く、頻度も少ないと指摘している。さらに、月経に伴う神経症状についても、同性愛者にはほとんど見られず、「月経という事実は、多くの女性同性愛者にとって、非常に不快で恥ずかしいものであるようだ」と述べた。また、男性同性愛者にも月経と似たような症状が見られる場合があると指摘しており、彼の知り合いには、「14歳頃から28日周期で偏頭痛に悩まされ、背中や腰の痛みもひどかった」者がいたという（Hirschfeld 1914: 128-130）。

②その他の身体的特徴は、骨格や声帯、頭髪や筋肉などを指す。ヒルシュフェルトは、「同性愛者の男女の歌声は、アルトとテノール、メゾソプラノとコントラルトの間にあることが多い」と述べている（Hirschfeld 1914: 133）。このようにヒルシュフェルトは、同性愛者が身体的特徴において異性愛者とは異なる場合があり、その多くが両性具有的であることを指摘している。

ここで注目すべきは、③性的欲求（性的指向）と④その他の心理的特徴に対するヒルシュフェルトの見解だ。③性的欲求（性的指向）は、ある人物がどのような特徴を持つ人物に性的欲求を抱くかという基準であるが、ヒルシュフェルトは男性同性愛者について、「男性的な性質が優勢であるほど、女性的で繊細な外見や性格の人物を愛する」としている。また、女性同性愛者に関しては、「女性的な性質が多いほど」、「男性性を持つ女性、強い意志を持つ女性、芸術家、作家を愛する」としており、さらに「男性的であるほど、若く、純粋に女性らしい娘に魅力を感じる」と説明した（Hirschfeld 1914: 276）。ここで、彼が「女性的な特徴を持つ者は男性的な特徴を持つ者に惹かれる」、「男性的な特徴を持つ者は女性的な特徴を持つ者に惹かれる」と、同性愛を異性愛と何ら変わらない構造に当てはめて説明していることが分かるだろう。同様のことを石井氏も指摘しており、ヒルシュフェルトのような先駆的な性改革を行った人物にとっても、基準は異性愛だったのだ（石井 2004: 232）。

では、その「男性的」、「女性的」な特徴とはどのようなものを指すのだろうか。それが④その他の心理的特徴で、表情や筆跡、姿勢、職業などに表れる。また、ヒルシュフェルトは人間の表情について、「男性はある種の簡潔さ、衝動性、決断力を特徴とし、女性はより柔軟性があり優柔不断、しばしば臆病なほどである」と説明し、「男性＝強い」、「女性＝弱い」という対比構造を示した（Hirschfeld 1914: 146）。また、「女性の精神は一般的に男性の精神とは異なり、欲求や行動よりも感情を重視しているため、男性と女性の筆跡は本質的な特徴が異なる」とも指摘している（Hirschfeld 1914: 157）。これは、「男性＝理性的」、「女性＝感情的」という同時代のジェンダー観と全く変わらない見方だ。また、ヒルシュフェルトは女性同性愛者に関して「同性愛者ではない女性や男性同性愛者よりも、より活発で、意欲的で、行動力があり、攻撃的で、勇ましく、冒険的である」と説明する一方（Hirschfeld 1914: 158）、男性同性愛者は、「善意を実行に移す勇氣と粘り強さに欠けることが多い」とした（Hirschfeld 1914: 62）。ここでも、男性のほうが女性より積極的であるとする同時代のジェンダー観が前提となっている。

ヒルシュフェルトは、確かに先駆的な実践を行った人物であったが、その彼ですら既存のジェンダー観からは抜け出せてはいなかった。彼にとっても、異性愛が当たり前のものであり、男性が能動的、女性が受動的な存在であることに変わりはない。帝政期からヴァイマル期にかけて同性愛者解放運動を展開したヒルシュフェルトであったが、「男らしさ」、「女らしさ」の概念が根本的には変わらなかった時代背景を反映するかのよう、彼自身の思想もまた、男女が身体的にも精神的にも対をなす存在であることが前提だったのだ。そして、運動自体も同性愛を犯罪だとするキリスト教的道徳観、病気だとする説に対抗するものではあるが、既存の「男らしさ」、「女らしさ」を覆すものではない。「男らしさ」、「女らしさ」というイメージがあるからこそ社会的偏見を持たれる同性愛者であるが、ヒルシュフェルトの運動はその差別構造にメスを入れるものにはなり得なかったのだ。

## おわりに

これまで第1章では、同性愛者差別の土壌が帝政期、ヴァイマル期を通じて変化しなかった点、第2章では、そうした社会状況のなかでヒルシュフェルトが同性愛の正当性を主張し、女性同性愛者も含めた形で同性愛者解放運動を展開したこと、さらに同性愛者の実態調査を行い、学問的業績を残したことを示した。続く第3章では、ヴァイマル期に啓蒙活動中心の運動に方針転換し、性科学研究所で多くの性問題に向き合い、国際的な研究活動を行ったこと、第4章では、ヒルシュフェルト自身が同性愛者をどのような存在として捉えていたのかを明らかにした。

彼の運動は、主に帝政期に力を入れていた署名活動が失敗に終わり、同性愛者に対する社会の偏見を覆すことはできなかったため、成功したとは言えない。性科学研究所の資料は、ナチスが政権を握った1933年に襲撃を受け、ほとんど処分されてしまった。同年、Whkも解散し、ヒルシュフェルトが亡くなった1935年には世界性改革連盟も解散した。こうしてヒルシュフェルトの功績は、1970年代に西ドイツで同性愛者解放運動が起こるまで忘れ去られることになってしまった。

だが、運動自体は失敗に終わったものの、①何も土台のないところから運動を生み出した点、②不可視化されていた女性同性愛者にも目を向けた点、③同性愛者の自殺を防ぐようなコミュニティを形成し、彼らに生きる勇気を与えた点は評価できる。同性愛者に対する差別が激しく、さらに皇帝が同性愛を理由に批判されていたような時期に、前例のない状態でWhkのような組織を形成し、運営するのは並大抵のことではなかっただろう。また、ヒルシュフェルトが女性の存在を軽視せず、Whkや性科学研究所が男性だけの団体になることを避けた点も重要だ。さらに、ヒルシュフェルトが創設した組織は同性愛者の出会いの場にもなり、その孤立を防ぐ役割を果たした。同性愛者は、自分の性的指向を周りに打ち明けることが難しく、男性同性愛者に関しては刑法を盾に脅迫され、自殺することも多かったが、同じような人間が集まり、自身の存在を認めてくれる場所が存在したのは救いになったと考えられる。彼の運動は、社会的偏見をなくすことはできなかったものの、こうした点で非常に意義深いものであったと言える。

だがその一方、ヒルシュフェルトの運動や思想が同時代の性別役割、それに基づくジェンダー観をそのまま反映させている点には留意する必要がある。ヒルシュフェルト自身が、同時代の「男らしさ」、「女らしさ」のイメージに呑まれてしまっており、そこに何の疑いも持たなかった。ヒルシュフェルトの同性愛者解放運動も、根本的な差別構造を覆す運動にはなり得ていない。ヒルシュフェルトは、生涯にわたって同性愛者に対する偏見をなくそうと努めた人物だ。だが、同性愛者は「男らしさ」や「女らしさ」に適合しないと見る見解に対しては、それを認めた上で彼らの存在を科学的に立証しようとした。ヒルシュフェルトは、この「男らしさ」、「女らしさ」もまた偏見であるということには気づかず、それに気づける環境も備わっていなかったのだ。それほどまでに、同時代のジェンダー観が人々の間に浸透していたということである。

また、男女両性による統一的な運動も実現できなかった。性科学研究所や世界性改革連盟は、本格的に同性愛者問題と女性問題を融合させた場であったが、運動の主体者が男性に偏る傾向があり、ここにも当時の性別役割が反映されていると言える。少なくともヒルシュフェルトが意図的に女性を排除しているわけではなく、むしろ積極的にコンタクトを取ろうとしているにも関わらず、女性との連携は難しかった。ヒルシュフェルト自身は男性同性愛者に限定した運動は行わないという方針を掲げており、性を理由に差別される人全体に目を向けたが、女性も含めた運動の実現は成功したとは言えない。彼の同性愛者解放運動には、男女の社会的立場の差異が如実に表れていると同時に、ヒルシュフェルト自身がそうした差異を形作っているジェンダー観を同性愛者にも当てはめていこうとしたのだ。ここに、彼の運動の限界を見ることができる。

ヒルシュフェルトの運動は、意義深い面もある一方、彼自身もまた偏見にとらわれていたため、同性愛者への差別意識を根本から覆すことはできなかった。だが、彼の活動は決して無意味ではなく、前述のギーゼ、及び1970年代の同性愛者解放運動にも大きな影響を与えることとなった。ヒルシュフェルトの思想と同性愛者解放運動の功績は、同性愛者が生きやすい社会の形成を目指す多くの人々に受け継がれている点に見出せると言えるだろう。この第二次世界大戦後の同性愛者解放運動において、ヒルシュフェルトの運動がどのように受け継がれたのか、また同運動と女性運動との関連性については、今後の課題としたい。

## 参考文献リスト

### 1. 史料

*Strafgesetzbuch für die preußischen Staaten und Gesetz über die Einführung desselben*, Frankfurt an der Oder 1851.

*Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich: nebst der Strafgesetz-Novelle vom 10. Dez. 1871*, Erlangen 1872.

Th. Ramien, *Sappho und Sokrates*, Leipzig 1896.

Hirschfeld, Magnus, *Berlins Drittes Geschlecht*, Berlin/Leipzig 1904.

Hirschfeld, Magnus, *Die Homosexualität des Mannes und des Weibes*, Berlin 1914.

Hirschfeld, Magnus, *Geschlechtskunde, auf Grund dreissigjähriger Forschung und Erfahrung bearbeitet*, Bd. 4, Stuttgart 1930.



## 2. 外国語文献

- Bauer, Heike, *The Hirschfeld Archives: Violence, Death, and Modern Queer Culture*, Philadelphia 2017.
- Beachy, Robert, *Das andere Berlin: Die Erfindung der Homosexualität: Eine deutsche Geschichte 1867-1933*, München 2015.
- Dose, Ralf, "The World League for Sexual Reform: Some Possible Approaches", in: *Journal of the History of the Sexuality*, Vol.12, No.1, 2008, pp. 1-15.
- , *Magnus Hirschfeld: The Origins of the Gay Liberation Movement*, New York 2014.
- , *Magnus Hirschfelds Exil-Gästebuch 1933-1935*, Berlin/Leipzig 2019.
- Herzer, Manfred, "Communists, Social Democrats, and the Homosexual Movement in the Weimar Republic", in: *Journal of Homosexuality*, Vol.29, No.2-3, 1975, pp. 197-226.
- Marhoefer, Laurie, "Lesbianism, Transvestitism, and the Nazi State: A Microhistory of a Gestapo Investigation, 1939-1943", in: *The American Historical Review*, Vol.121, No.4, 2016, pp. 1167-1195.
- Sigusch, Volkmar, *Geschichte der Sexualwissenschaft*, Frankfurt am Main/New York 2008.
- Steakley, James D., *The homosexual emancipation movement in Germany*, New York 1975.

## 3. 邦語文献

- 石井香江「公的言説に刻印された両性関係（ジェンダー）：1909年のドイツ刑法典準備草案をめぐる議論を事例として」『一橋研究』25号4巻，2001年，133-156頁。
- 「集う：ベルリンに花開いた『女ともだち』のサブカルチャー」田丸理砂/香川檀編『ベルリンのモダンガール』三修社，2004年，224-261頁。
- 伊野真一「セクシュアリティとジェンダーの軌轢：ジェンダー・コンシャスなゲイ・スタディーズに向けて」『ソシオロギス』21号，1997年，44-58頁。
- 北村陽子『戦争障害者の社会史』名古屋大学出版会，2021年。
- クローディア・クーンツ「女の生活圏をめぐる争い—1928年-1934年」レナート・ブライデンソールほか編（近藤和子訳）『生物学が運命を決めたとき：ワイマールとナチスドイツの女たち』社会評論社，1992年，224-266頁。[Koonz, Claudia "The competition for a women's Lebensraum, 1928-1934" Bridenthal, Renate (ed.), *When biology became destiny: Women in Weimar and Nazi Germany*, New York 1984.]
- 須摩肇「同性愛の世界」浜本隆志/平井昌也編『ドイツのマイノリティ』，2010年，197-237頁。
- 谷口栄一「ドイツにおける同性愛解放運動とその課題—ヒルシュフェルトから同性婚法まで—」『大阪府立大学言語文化研究』1号，2002年，13-21頁。
- 「マグヌス・ヒルシュフェルトと科学的人道主義委員会」『大阪府立大学言語文化研究』3号，2004年，21-33頁。
- 田村雲供「ドイツ・ヴァイマル共和国における『性・結婚相談所』の成立と消滅—『性』の民主化へのプロセス」『社会科学』79号，2007年，1-30頁。
- 姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』勁草書房，1993年。
- 『ヨーロッパの家族史』山川出版社，2008年。
- フランソワーズ・テボー（榎原弥生訳）「第一次世界大戦—性による分割の勝利」ジョルジュ・デュビイ/ミシェル・ペロー監修（杉村和子・志賀亮一監訳）『女の歴史V1』藤原書房，1996年，45-131頁。[Thébaud, Françoise "La Grande Guerre. Le triomphe de la division sexuelle" Georges, Duby / Perrot, Michele (dir.), *Storia delle donne in Occidente. Bari: Editori Laterza, Tome 5, Paris 1992.*]
- 星乃治彦『私たちの帝国：ヴィルヘルム2世からナチスへ』岩波書店，2006年。
- ポール・ラッセル（米塚真治訳）『ゲイ文化の主役たち—ソクラテスからシニョリレまで』青土社，1997年。[Russel, Paul, *The gay 100: a ranking of the most influential gay men and lesbians, past and present*, Secaucus, New Jersey 1995.]

三成美保『ジェンダーの法史学：近代ドイツの家族とセクシュアリティ』勁草書房，2005年。

三成美保ほか編『歴史を読み替える：ジェンダーから見た西洋史』大月書店，2014年。

ルイ＝ジョルジュ・タン編『〈同性愛嫌悪（ホモフォビア）〉を知る事典』明石書店，2013年。

[Tin, Louis-Georges (dir.), *Dictionnaire de l'homophobie*, Paris 2003.]

レナート・プライデンソール/クローディア・クーンツ『『子ども，台所，教会』をこえて—政治と労働におけるワイマールの女たち』レナート・プライデンソールほか編（近藤和子訳）『生物学が運命を決めたとき：ワイマールとナチスドイツの女たち』社会評論社，1992年，46-80頁。[Bridenthal, Renate / Koonz, Claudia “Beyond Kinder, Küche, Kirche: Weimar women in politics and work” Bridenthal, Renate (ed.), *When biology became destiny: Women in Weimar and Nazi Germany*, New York 1984.]

ロバート・オールドリッチ編（田中英史/田口孝夫訳）『同性愛の歴史』東洋書林，2009年。

[Aldrich, Robert (ed.), *Gay life and culture: a world history*, London 2006.]

若尾裕司「多産多死から子ども二人家族の時代へ」姫岡とし子/川越修編『ドイツ近現代ジェンダー史入門』青木書店，2009年，167-189頁。